参考資料

西東京市における移動制約者の状況及び
有償ボランティア輸送の必要性等について

第１　移動制約者の状況について

西東京市で生活する障害者等の人数は、令和７年度末現在で身体障害者手帳登録者が 6,071 人、要介護認定等を受けた高齢者等が 11,410 人、知的障害児者が 1,571 人、精神障害者が 3,086 人でした。また、人工透析を必要とする腎臓疾患患者 364 人を含め難病の認定を受けている方が 2,113 人でした。

このうち肢体不自由児者の 2,856 人、要介護 3～5 の認定を受けている高齢者等の 3,897 人、1・2 度の知的障害児者 426 人のほか、精神障害者の一部及び難病の認定を受けている方のうち人工透析を必要とする腎臓疾患患者等、多くの方々が、通院等外出する際に単独で公共の交通機関を利用することになんらかの支援を必要とする移動制約者と推定されており、こうした移動制約者の人数は年々増加しています。

(1) 身体障害者手帳所持者数

(ｱ) 障害程度等級別　（単位　人）

等　級	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
１級	1,982	1,994	2,033	2,070
２級	852	852	864	878
３級	870	877	892	908
４級	1,413	1,418	1,451	1,476
５級	419	425	442	452
６級	262	264	273	287
計	5,798	5,830	5,955	6,071

(ｲ) 令和７年度障害別　（単位　人）

種　別	視覚	聴覚	言語 平衡	肢体 不自由	内部	計
交付数	382	535	88	2,856	2,210	6,071

(2) 難病医療費助成状況　（単位　人）

	令和７年度
助成者数	2,113（364）

※括弧内の数字は人工透析を必要とする腎臓疾患患者数

（3）要介護認定者等の状況　　（単位　人）

区分	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
要支援 1	1,300	1,372	1,410	1,557
要支援 2	910	959	977	1,037
要介護 1	2,953	2,939	3,005	2,973
要介護 2	1,851	1,822	1,886	1,946
要介護 3	1,560	1,532	1,530	1,530
要介護 4	1,484	1,419	1,369	1,419
要介護 5	984	1,048	1,008	948
計	11,042	11,091	11,185	11,410

（4）愛の手帳（知的障害）所持者数　※他県では療育手帳　　（単位　人）

等　　級	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
1 度	45	46	46	46
2 度	367	371	377	380
3 度	336	352	361	368
4 度	720	738	759	777
計	1,468	1,507	1,543	1,571

（5）精神保健福祉手帳所持者数　　（単位　人）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
交付者数	2,293	2,477	2,708	3,086

（参考）　西東京市の人口の推移　　（単位　人）

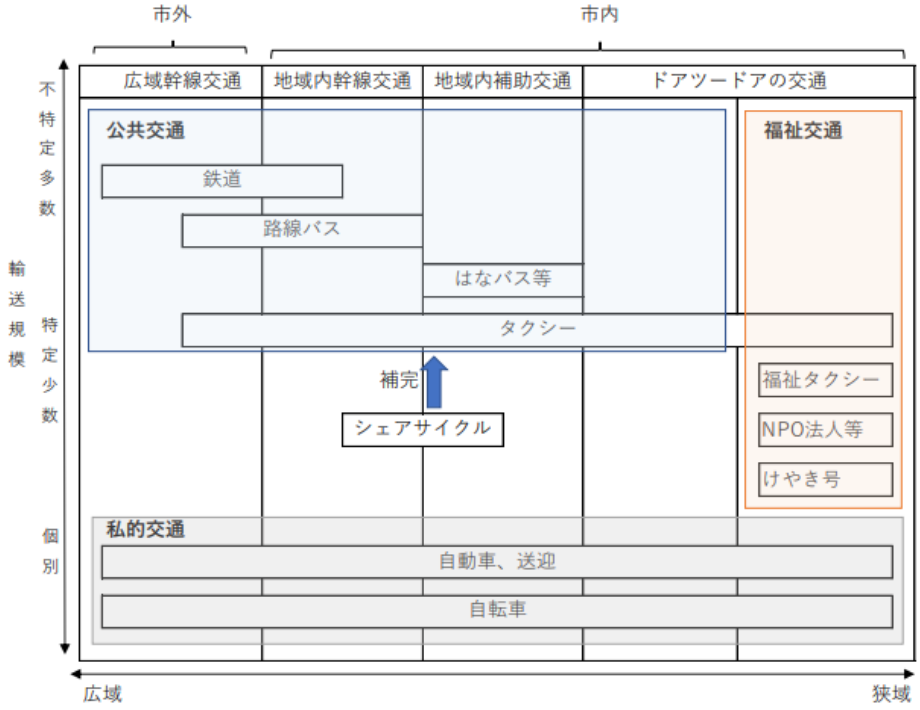
	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
男性	99,908	99,854	100,126	100,535
女性	106,035	105,883	106,176	106,851
計	205,943	205,737	206,302	207,386

第２　西東京市の方針と状況

（1）西東京市地域公共交通計画（一部抜粋）

①基本方針１　すべての人が安全で快適で便利に移動している　すべての人が、市内のどこにいても公共交通の便利さを感じることができる水準のサービスが提供　され、行きたい場所に便利に行くことができ、移動にあたっては、安全性が確保され、移動中も快適で　あることを目指します。

【公共交通の役割分担】

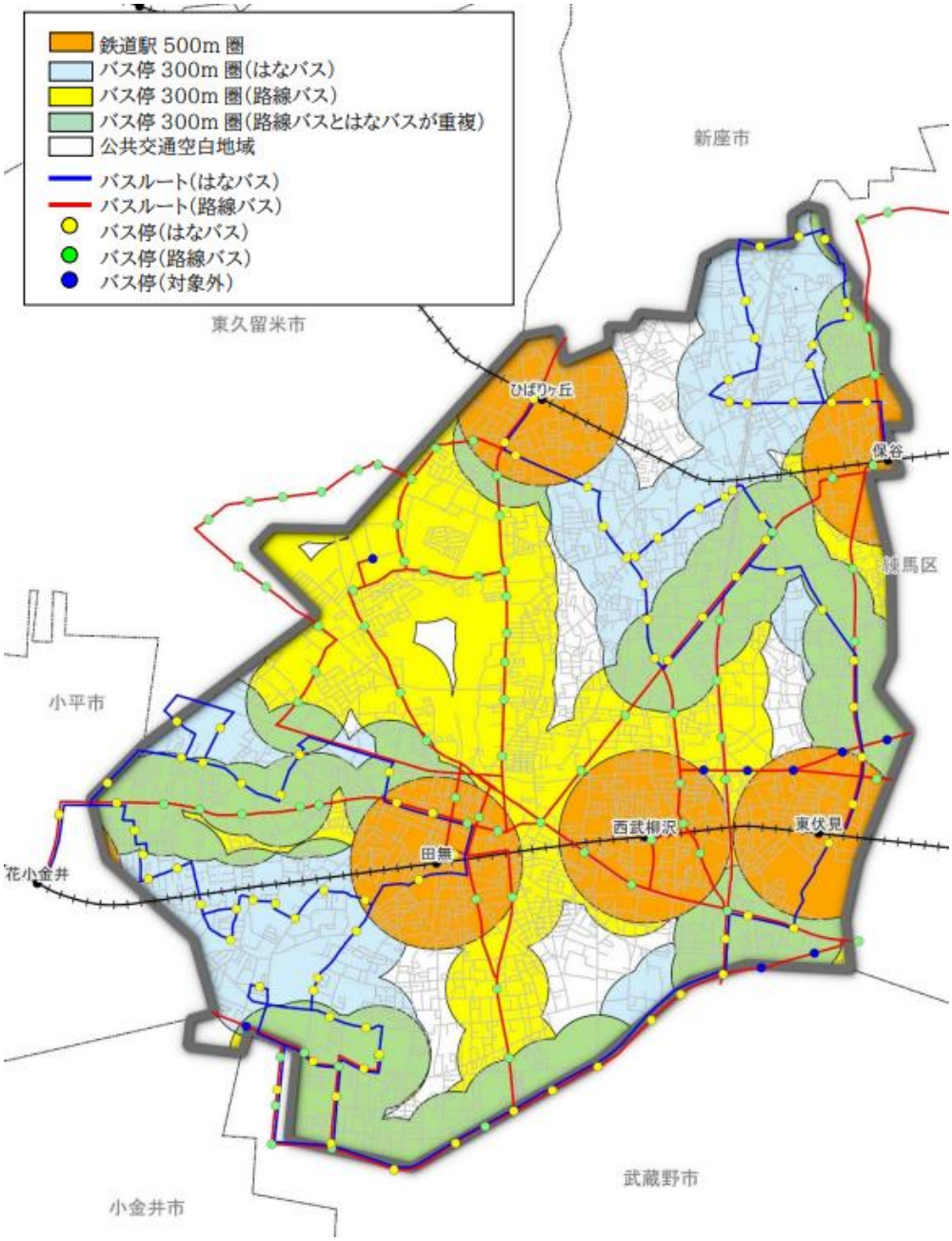


②公共交通空白地域

鉄道駅やバス停から一定距離離れた地域を公共交通空白地域と呼びます。距離の基準は統一　されたものではなく、地域に応じて設定するものとされています。　西東京市では、地域の状況や公共交通網、アンケート調査の結果を踏まえて、以下のように　公共交通空白地域を定義します。

・鉄道駅から　500m圏外かつ、路線バス及びはなバスのバス停から　300m圏外の地域を西東京市の公共交通空白地域とする。
・路線バスについては、鉄道駅に接続し、かつ市内のバス停を通る系統で、１時間あたりの運行数が概ね１本以上となる系統のバス停を対象とする。

【図：鉄道駅500m及び路線バス・はなバスのバス停300m】



（2）現在実施されている福祉分野の移動困難者に対する外出支援サービス

支援策	ハンディキャブ・けやき号	NPO 法人等による自動車での移動サービス	タクシー利用券の交付	高齢者等外出支援サービス
対象者	市内に住所を有し、障害などのため車いす等を使用しなければ外出が困難な方、および重度の視覚障害者	外出が困難な方	市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方（1）身体障害者手帳1級から3 級、（2）愛の手帳1 度から3度	40歳以上で介護保険認定において要介護2以上の認定を受け、かつ心身の障害等により外出が困難で、一般の公共交通機関では外出ができない在宅で居住している方
内容	車いすのまま乗車できる車両（けやき号）を運行し、外出が困難な方の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図ります。無料（ただし有料道路料金及び有料駐車場料金は利用者負担）。	団体ごとに利用目的などに違いがある。	タクシー事業者25 社（リフト付タクシー5 社を含む）、NPO 法人5 法人で利用できるタクシー券を交付	介助員を配置したリフト付きの福祉車両等を用いて外出支援を行います。※自己負担額：実車料金（メーター料金）、有料道路料金、駐車料金
制限	市役所田無庁舎を中心として半径30 キロメートルの範囲を運行。利用時間等の制限があります。必ず付き添い者が同乗すること。	団体ごとに年会費や利用料金等の負担がある。	月額3,000 円相当分	利用者の居宅を中心とした半径15キロメートルの範囲内。
窓口	障害福祉課	各ＮＰＯ法人等	障害福祉課	高齢者支援課

(3)西東京市内に事業所を置くタクシー会社のＵＤ車両等導入状況

会社名	回転シート付	ＵＤ車両	ジャパンタクシー
三幸自動車株式会社	4	4	15
大和交通保谷株式会社	0	0	27
田無交通株式会社	0	0	2
西武ハイヤー㈱ひばりが丘営業所	2	2	21
計	6	6	65

※令和８年８月現在　各営業所へ電話にて確認

第３　移送サービスのあり方と方向性

移動制約者への市独自の支援施策としては、委託と助成の２方向から充実を図っています。委託事業としては、リフト付福祉車両を用い、主に車いす利用者や重度の視覚障害者を対象に運行しています。助成事業としては、タクシー利用券の補助、自動車燃料費補助、タクシーの迎車料金を助成する高齢者外出支援サービスを実施しています。

本事業については、一定の成果を上げているものの、重度の知的障害者や透析患者については、その障害の重症度や状況によって、従来から利用してきたボランティア輸送を主に利用しているなどニーズがあり、こうした車両の使用については、社会資源の活用の観点からも不可欠であると言えます。

また、知的障害児者や透析患者の移送については、その特性や緊急の対応について熟知した者の運転が必要です。さらには、増加が見込まれる高齢者、年々増加する障害者等の移動制約者に移送サービスを提供するためには、公共交通や福祉有償運送等、市内にある社会資源を最大限活用する必要があります。

西東京市有償ボランティア運営協議会においては、誰もが安全に移動でき、安心して住み続け生活できる交通環境の実現に向け、移動制約者の安全や利便性を第一に考え、市内の公共交通機関と福祉有償運送とが協働し、移送サービスを提供できる環境を目指し、これまで以上に個別の状況やさまざまな障害によるニーズを柔軟に勘案した協議をお願いするものです。